

基本方針4 認知症高齢者支援対策の推進

1 認知症に対する知識の普及・啓発の取組み

(1) 認知症サポーター養成講座

【現状】

認知症の方やその家族が、安心してその人らしく地域で生活を続けていくためには、認知症への理解と地域の中の支えあいが必要です。

国においては認知症の方と家族への見守りと支援を行う認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

講座は、地域や職場単位で開催し、講師は、所定の研修を受講した地域包括支援センターや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所職員などのキャラバンメイトが行っています。

(表 4-117) 実施状況

サポーター養成講座 開催回数（回）	サポーター数（人）
24	693

※平成19年2月から平成23年9月末までの累計

【今後の方針】

地域住民の認知症に対する理解が深まるよう、継続して認知症サポーター養成講座の開催を支援しサポーターの養成に努めます。

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との連携

【現状】

グループホーム（市内13事業所）では、ひらかれた施設づくりと認知症への理解を深めることを目的として、利用者及び家族、自治会、民生委員、地域包括支援センター職員等で構成する運営推進会議を設置し、入所者の地域の活動への参加や地域住民によるグループホームへのボランティア活動を推進しています。市では、当該会議の開催状況の報告を求め、適切なグループホームの運営と円滑に会議が行われるよう指導、支援しています。

(表 4-118) 実施状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数（回）	78	78	39

※平成23年9月末現在

【今後の方針】

地域に密着した事業運営ができるよう、継続して運営推進会議の開催を促進します。

2 権利擁護の取組み

(1) 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）

【現状】

成年後見制度は認知症高齢者本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、財産管理や介護サービス契約等の法律行為の代理、日常生活における身上監護等を行います。

市では、申立てを行う親族がない場合、市長による申立てを行うとともに、平成22年度からは、認知症高齢者等が低所得である場合、本人が支払う後見人等への報酬の一部を助成し、制度の利用支援、促進を図っています。

(表 4-119) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市長申立て件数 (件)	0	1	2	1
後見人等報酬助成件数(件)	—	—	1	0

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

認知症高齢者等の権利擁護のため、継続して、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援、促進に努めます。

【見込量】

(表 4-120) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市長申立て件数 (件)	2	2	2
後見人等報酬助成件数(件)	2	2	2

(2) 日常生活自立支援事業

【現状】

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でないことにより、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な者に対し、自立した地域生活や充実した施設生活を送れるように、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う事業です。実施主体は、社会福祉協議会です。

(表 4-121) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	—	—	16	19

※ 平成 23 年 9 月末現在

【今後の方針】

社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めます。

(3) 成年後見支援センター（仮称）の設置

【今後の方針】

高齢化の進展と比例して認知症高齢者の増加が予想されています。

成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力が低下した方々に対し、後見人等が介護サービス契約などの法律行為や金銭管理などを代理し、日常生活における身上監護などを行うことで、認知症高齢者等の権利を護り、安心して生活が送れようとするものです。

本市では、認知症高齢者等への支援充実を図っていくため、成年後見制度の普及、啓発、相談や家庭裁判所への申立て支援などを行う成年後見支援センター（仮称）の設置を検討していきます。

3 家族の支援

(1) 位置探索機器貸出（地域支援事業）

【現状】

徘徊行動のあるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する事業です。

(表 4-122) 実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	6	7	12	11

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

徘徊行動のある高齢者の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携に努め、利用の促進を図ります。

【見込量】

(表 4-123) 見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	13	15	17